

・消費生活相談事例・

「あなたの保険証が不正利用されている」という不審な電話に注意！

先日、役所の人から電話があり、北陸地方の病院で私の保険証が違法薬物を購入する犯罪に利用されていると言われました。その後、警察官に代わり、今後の捜査に必要なためと言われ、LINEの交換をしました。私の名前や生年月日を知っていたので本当の話だと思い込みましたが、それ以降知らない番号から電話がかかってきて不安です。

(岡山市：女性)



消費者へのアドバイス

行政機関の職員や警察を装い「保険証を不正利用され、詐欺事件の加害者になっている」等と言われる不審な電話が、全国的に多数寄せられています。実在する組織や病院名と実際の電話番号を告げられ、場合によっては氏名や生年月日等の個人情報を既に知られており、本当の話だと思い込んでさらに詳細な個人情報の提供をすると、それ以降知らない番号から電話がかかってくる可能性があります。

知らない番号からの電話には対応しないようにしましょう！

特に＋１など「＋」から始まる国際電話と思われる番号からの電話には出ないようにしましょう！
不安、不審なことがあればすぐに消費生活センター(局番なし１８８)にご相談下さい！！

地域や学校、職場での集まりに 消費者啓発セミナーの 講師を派遣します

岡山県消費生活センターでは、講話や寸劇などによる消費者被害防止の啓発活動を行っています。町内会や民生委員、PTA、職場の研修など、いろいろな機会にご活用ください。

派遣対象	県内で開催する町内会、老人会、公民館講座などの会合 学校、職場（企業、福祉関係団体等）の研修会
講座内容	消費者被害の防止を目的とした講話、寸劇、替え歌、紙芝居など
派遣条件	講座時間をご相談ください 10人以上の会合
講師	ボランティア講師（団体、個人）、消費生活センター職員
派遣料	無料
申込方法	所定の講師派遣申込書に記入のうえ、開催希望日1カ月前までにFAX・メール・郵送のいずれかで申込み



詳しくは
こちらから

令和7年度 消費生活講座

最近の消費トラブルを「知ること」で自分の大切なもの（お金・時間・家族など）を守りましょう！

消費者のみなさんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供します。

回	日 時	テ ー マ ・ 講 師	場 所
3	令和7年 11月8日(土) 13:30～15:00	●犬や猫と楽しく暮らそう！ ～ちいさな家族のために知っておきたい大事なポイント～ 講師：(公財)岡山県動物愛護財団 副事務局長 小林 めぐみ 愛玩動物看護師 中野 夢乃 愛玩動物飼養管理士	きらめき プラザ4F 401会議室
4	令和8年 2月13日(金) 13:30～15:00	●調整中 講師：文部科学省消費者教育アドバイザー	

【申込方法】申し込み二次元コードを読み取っていただくか、岡山県消費生活センターに電話、FAXでお申し込みください。

※参加費無料。来場には公共交通機関の利用にご協力ください。定員100名。

TEL 086-226-1019
FAX 086-227-3715



申し込み
二次元
コード

センター からの

2025
秋号

お便り

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2025.9月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 消費生活トピックス
 - ・リチウムイオン電池の発火事故に注意！
- 高齢者の消費生活トラブル
 - ・通信販売 ・リースバック
- 消費者教育教材資料表彰2025優秀賞を受賞！
- 消費生活相談事例
 - ・「あなたの保険証が不正利用されている」という不審な電話に注意！
- 啓発セミナーの講師を派遣します
- 令和7年度消費生活講座

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡 山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9：00～16：30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9：00～12：00・13：00～16：30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター FAX:086 (227) 3715



ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/>
X (旧Twitter) アカウントID @SyohiOkayamaken

●消費のアドバイス等 山陽新聞・さりお(生活情報紙)・おかやまコープ機関誌 随時掲載

・消費生活トピックス・

リチウムイオン電池の発火事故に注意！

リチウムイオン電池は、スマートフォン、モバイルバッテリー、電動アシスト自転車など様々な製品に使われています。今や生活に欠かせませんが、熱や衝撃に弱い性質があり、突然発火する事故が発生しています。

事故を防ぐには、

- ①製造・販売元や型式が明示されていない商品や、仕様が不明確な商品を購入するのは避けましょう。充電器やモバイルバッテリーは、PSEマークの表示を確認しましょう。
- ②充電の際は適切な充電器を使用し、充電端子の過熱や異臭がした際は直ちに使用を中止しましょう。
- ③落下などで電池に衝撃が加わると、発煙・発火を伴う事故につながる可能性も考えられます。持ち運びや保管の際は取り扱いに注意し、電池に膨張がみられたら使用を控えましょう。
- ④リサイクルできる商品は家電量販店等へ。破棄する場合は自治体のルールに従いましょう。



不安に思ったとき、トラブルにあった時は、お住まいの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン (局番なし) **188** (身近な消費生活相談窓口につながります)

高齢者の消費生活トラブル

(1) 通信販売

相談 通常価格5,000円の痩身サプリが初回限定500円というネット広告を見て、お試しのつもりで購入したが、効果を感じられませんでした。1カ月後また同じ痩身サプリと5,000円の請求書が届いたので、明細を確認すると2回目以降は定価の定期購入になっていました。

- ①次回以降の発送を止めるにはどうすればよいか。
- ②2回目を注文したつもりはないので、商品を返送して、代金を支払わなくてよいか。
- ③効果がなかったから、クーリング・オフしたい。

アドバイス 低価格やお試し等を強調するネット広告を見て、お試しのつもりで商品を購入した場合は定期購入だったというケースがあります。

- ①通信販売の返品・解約方法は原則業者が定めたルールに従うことになります。

定期購入は購入回数の縛りや、解約は次回発送の〇日前など限定されることがあります。また、ネットで購入した商品でも、解約は電話連絡のみでなかなか繋がらない場合もあります。**注文前に定期購入かどうか、解約や返品方法の確認が大切です。**

ただし、誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。

- ②自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。一方的に支払いを拒否すると法律事務所から支払い督促の通知が来て驚いた、という事例もあります。

規約に定められた解約条件を確認したうえで、定められた方法での解約の手続きが必要です。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

- ③クーリング・オフ制度は、訪問販売など消費者にとって不意打ち的な状況での契約について、一定期間考える時間を与えて無条件で契約の解除ができる制度です。

通信販売は、購入するかどうか考え、自らの意思で申し込むため、クーリング・オフ制度は適用されません。

効果がない等は、広告にどのような記載があったかが重要です。記載内容によっては、景品表示法に違反する場合があります。



通信販売では

- ①大幅な値引きや低価格、過剰な効果をうたう広告をうのみにしない！
- ②注文確定前に最終確認画面が表示されたら、解約方法や返品条件をしっかりと確認
- ③事業者とのメールやスマホ画面のスクリーンショットを保存
- ④クーリング・オフはできない！
- ⑤困ったときは、消費者ホットライン 188 に相談

(2) リースバック

相談 高齢夫婦で終活中。「住宅のリースバック」について不動産業者に問い合わせると、後日家に業者がやってきました。長時間居座られ、その日のうちに契約を結びましたが、別居の息子に反対され、解約を申し出ると違約金として150万円を請求され困っています。

アドバイス 「住宅のリースバック」とは、自宅（マンション、戸建て住宅）を売却する契約と同時に、その不動産の賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けるという不動産活用法で老後資金等に不安のある高齢者から着目されています。しかし、電話や来訪で不動産業者から長時間勧誘され、本来望んでいないリースバック契約をしてしまう事例が全国的に増えています。

強引な勧誘に根負けし、相場よりも低い価格で自宅を売却することがないよう、その場ですぐに契約せず、家族に相談したり、他の業者からも話を聞くなど、よく考えてから契約しましょう。自宅の売却にはクーリング・オフが適用されず、一度契約を結ぶとやめる場合には高額な解約金が必要な場合が多いです。住宅の売買は高額な取引になるうえ、専門的な知識も必要です。**高齢者は一人で対応せず家族等が同席するようにしましょう。**

【参考】「住宅のリースバックに関するガイドブック」（国土交通省）



消費者教育教材資料表彰2025優秀賞を受賞！

岡山県が作成した教材が、公益財団法人消費者教育支援センターの消費者教育教材資料2025優秀賞を受賞しました。

受賞作品 大事なお金のつかいかた ヒント集

冊子付
YouTube動画



本教材は障害のある人がトラブルにあいやすい「ゲーム課金」や「マッチングアプリ」などの事例を「一般企業就労編」と「就労継続支援事業所編」に分けて、各5本、5～6分の動画にしています。

障害者ご本人・ご家族だけでなく、支援者や障害者を雇用する企業及び就労継続支援事業所の研修等にもご活用いただけます。

視聴をご希望の方は岡山県消費生活センターまでお電話ください。

【一般企業就労編】



【就労継続支援事業所編】



- 各動画は5分～6分
- トラブルに遭いやすい事例
- 各事例に成功した例と失敗した例をあげ、成功と失敗の分かれ道のポイントを表示
- 就労継続支援事業所編は「わかりやすいことば」で表示